

## ごみステーションの設置、利用及び維持管理等に関するよくある質問 (FAQ)

	質問	回答及び解説
1	自宅前に自分だけのごみステーションを設置したら収集してもらえますか。	<p>札幌市では、戸別収集は行っていません。</p> <p>札幌市の家庭ごみ収集方法につきましては、戸別収集は実施しておらず、20～30世帯(地域の実情に応じて10～15世帯)が管理するごみステーションからの収集を行っており、1軒で使用するごみステーションの設置はお受けしていません。</p>
2	歩道上に固定式の箱型ステーションを設置してもいいですか。	<p>道路上に固定物を設置することはできません。</p> <p>札幌市では、「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」において、ごみステーションは「ごみ収集日当日のみ、ごみを排出及び収集するための一時的な集積場所」として定義しており、ごみステーションを管理するための器材については「歩道又は道路側端上には、ごみステーションに付帯する固定式の設備を設置しないこと」と定められています。</p>
3	共同住宅に転入したばかりで、どこのステーションを使えばいいかわかりません。	<p>共同住宅の所有者や管理会社等にお問い合わせください。</p> <p>札幌市ではごみステーションの管理について、「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」において、市民の責務として、「市民は、自らごみステーションを管理し、自ら管理するごみステーションにごみを排出するもの」、また、共同住宅の所有者等の責務として、「ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を入居者に周知しなければならない」と定められています。</p>
4	札幌市内の戸建てに引っ越しますが、どのごみステーションを利用できますか。	<p>町内会や住民団体等に確認の上、町内会等で設置している共用ステーションをご利用ください。</p> <p>町内会等が管理している共用ステーションについては、町内会等で器材や清掃用具などを購入し、そのごみステーションを使用する方たちで清掃や除雪などを協力し合って維持しているため、輪番管理をしたうえで一定の管理責任や相応の費用負担する等について、町内会等と話し合っごみステーションを利用していただくようお願いいたします。</p> <p>町内会等の連絡先をお知りになりたい場合は、当該地区を所管するまちづくりセンターにてお調べいただきますようお願いいたします。</p> <p>【まちづくりセンターの場所・連絡先】  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/machisen/basyo.htm">https://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/machisen/basyo.htm</a>  ! </p>

	質問	回答及び解説
5	町内会に加入していませんが、近くのごみステーションを利用できますか？	<p>地域のルールを守れば利用することは可能です。</p> <p>ごみステーションは、市民の皆様が排出したごみを収集するために設置されている場所であり、町内会への加入・未加入を問わず、ルールを守れば利用することができます。ただし、多くのステーションは地域の町内会や自治会で管理器材を購入のうえ設置し、利用者の皆様によって当番制などにより清掃・除雪などの維持管理を行っております。</p> <p>町内会に未加入であっても一定の管理責任や費用負担を負うこと、排出マナーを守るなどについて、町内会と話し合ってくださいますようお願いいたします。</p>
6	町内会未加入者であっても、ステーションの清掃や除雪当番を分担する義務はありますか？	<p>利用者としての管理責任を負う必要があります。</p> <p>札幌市のごみステーションは、「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」や「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」等に基づき、利用する市民の皆様による「自主管理」を原則としています。ステーションを継続して利用する以上、町内会への加入に関わらず、清掃や除雪といった維持管理に必要な負担を分担しなければなりません。利用のみを行い、管理負担を一切拒否することは認められません。</p>
7	町内会には未加入ですが、町内会から「ごみステーション管理費」の名目で金銭を請求されました。支払う必要はありますか？	<p>維持管理に要する実費負担を求められた場合は、お支払いが必要です。</p> <p>町内会費そのものを支払う義務はありませんが、ごみステーション管理器材の購入費や清掃用具の補充など、ステーションの維持に直結する「実費相当分（管理協力金等）」については、利用者として応分の費用負担をすることは必要です。負担を拒むことは、他の利用者との公平性を著しく欠く行為となります。</p>
8	近所のごみステーションを使おうとしたら、ごみステーションの管理者に「町内会に入っていないなら使わないで」と言われました。どうすればいいですか？	<p>ごみステーションを維持管理している町内会等にご相談ください。</p> <p>原則として、未加入を理由に排出を拒否することはできませんが、地域によって管理方法（清掃当番など）が決まっていることや、器材購入費などの費用分担をしております。</p> <p>町内会に未加入であっても一定の管理責任や費用負担を負うことで利用することはできますので、町内会と話し合ってくださいますようお願いいたします。</p>
9	仕事や家庭の事情で、どうしても清掃当番などの協力が難しい場合は？	<p>まずは地域の管理者（町内会役員の方など）へご相談ください。</p> <p>事情があっても直接の作業が難しい場合でも、別の形での貢献や、解決策が見つかることもあります。一方的に「できない」と判断される前に、まずは町内会などにご相談ください。</p>

	質問	回答及び解説
10	町内会役員です。町内会未加入者から管理器材の費用を徴収しようと考えておりますが、「応分の費用負担」とは、いくらですか？	各町内会により金額は、まちまちです。  「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」第4条において、「管理器材の購入については応分の費用負担とすること。」と定められていますが、金額については各町内会やごみステーションの個別具体的な状況によっても異なりますので、各町内会でお決めください。